

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 香港における研究開発活動費の所得控除拡大措置について

2018年11月2日、香港政府は、企業の研究開発活動に係る支出について、支出額を上回る追加的な所得控除を認める措置（2018年税務改正7号条例）を発表しました。適用開始日は、発表に先立つ2018年4月1日に遡り、2018/2019課税年度から適用されます。今回は、この所得控除拡大措置について説明します。

1. 追加的な所得控除とは

改正条例は、研究開発活動費用を、通常の100%所得控除の対象とされる「甲類費用」と、最初の200万香港ドルまでの金額には300%、200万香港ドルを上回る金額には200%の所得控除を認める「乙類費用」に分類しました。

例えば、乙類費用（300万香港ドル）を指定現地研究機関に支出した場合の所得控除金額は、次の合計額となります。

300%部分：200万香港ドル × 300% = 600万香港ドル

200%部分：100万香港ドル × 200% = 200万香港ドル

所得控除金額合計：800万香港ドル

「乙類費用」には、①企業の研究開発活動が、所定の要件を満たした適格研究開発活動に該当し、かつ、創新科技署（Innovation and Technology Commission）から指定を受けた指定現地研究機関に支払われるもの、及び②企業内部での研究開発活動のうち適格支出に該当するものが含まれます。

各用語の基本的な内容は、概ね以下のとおりです。

| 用語 | 内容 |
|----------|--|
| 甲類費用 | 乙類費用以外の費用 |
| 乙類費用 | 2018年4月1日または同日以降に支払あるいは発生した支出で以下のいずれかに該当するもの (a) 適格研究開発活動費用として指定現地研究機関に支払われたもの (b) 企業内部での研究開発活動のうち適格支出に該当するもの など |
| 適格研究開発活動 | 以下のいずれにも該当する研究開発活動 (a) 知識を広げ、自然科学あるいは応用科学の発展に繋がる研究開発活動 または 科学または技術上の新しい知識および理解を得ることができる機会がある状況下で行われる独創的な調査などの研究開発活動 など (b) 香港で完全に実行できるもの |
| 指定現地研究機関 | 創新科技署署長が指定した以下の機関 (a) 香港にある大学など (b) 香港で適格研究開発活動を行う機関 |
| 適格支出 | 直接適格研究開発活動に従事する社員に係る支出または消耗品の支出など |



Grant Thornton

An instinct for growth™

2. 改正条例の目的

改正条例は、香港の科学技術の革新と経済発展の促進を目的としています。香港政府は、民間企業が改正条例の優遇措置を利用して、香港内での研究開発活動を活発化させることで同活動が現在の公的主導から民間主導となることを期待しています。

お見逃しなく！

指定現地研究機関については、創新科技署のホームページ（www.itc.gov.hk）で確認することができます。

また、今回のニュースレターでご紹介した乙類費用、適格研究開発活動などの用語の詳細な定義については香港税務局のホームページ（www.ird.gov.hk）を併せてご確認されることをお勧めします。